

藤原良房と源潔姫の結婚の意義について

栗原 弘

キーワード…平安時代 藤原良房 源潔姫 皇女の結婚 藤原氏の台頭

はじめに

藤原良房が臣下として最初に天皇の娘と結婚したことはよく知られている。天皇の娘を妻にすることがその後の政治家としての良房に大きな影響を与えたであろうことは、誰しも思い至るであろう。しかしながら、良房と源潔姫の結婚（以下良房婚と省略する）の意義についてはこれまで詳細に論じられていない。そこで、筆者は家族史の立場からこの問題を考察したい。

良房婚は、皇親女子と臣下の結婚であるから、まず皇親女子の側からその歴史を明らかにし、良房婚の意義を考察しなければならぬのであるが、これについては別稿「皇親女子と臣下の婚姻史——藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために——」⁽¹⁾で論じたので、ここでは行論の都合上、主旨のみ記述しておきたい。

天皇一族の血統的尊貴性を保持するために、皇親女子と臣下の結婚を禁止する考え方は五世紀頃には成立していたと推測され、その精神を法文化した継嗣令王娶親王条はかなり厳格に守られていた。八世紀の皇親女子と臣下の婚姻例は三世

王の結婚が一例例外的にみられるだけで、その他はせいぜい五世王程度であつた。ところが、延暦十二年（七九三）に桓武天皇が藤原氏に対して二世王以下との結婚を認めるといふ、従来の規制を根底から崩壊させる法令を出した。しかし、現実には桓武・平城・嵯峨朝に、二〜三世王と臣下の婚姻はみられない。桓武の法令にもかかわらず、「皇親女子の婚出は認めない」とする伝統的状况に変化はなかつた。つまり、臣下が一世王（天皇の娘）・二世王（天皇の孫娘）と結婚することなど考えられない、という觀念はいささかも変わらなかつたのである。

このような状況の中で、嵯峨は子供が四九人も生まれ、多数の子供を臣籍に降ろした。潔姫はその一人であつた。天皇の子供の大量出現は、天皇の子供であることの価値を下降させたことは否めない。しかし、多数の娘が臣籍（準一世王）に降ろされたからといって、彼女達の婚姻が自由になつたのではない。それまでの禁制時代と同様であつて、潔姫の事例以外に一世王や準一世王で臣下と結婚した例はその後も百年以上もみられない。つまり、良房婚は古代の皇親女子の結婚史上において特例中の特例で、五世紀以来天皇一族に続いてきた禁制の伝統を破つて実現した歴史上稀にみる結婚であつたのである。皇親女子の側から、良房婚の意義について、以上のことを明らかにした。

一 藤原氏冬嗣流の婚姻

では、本稿ではこれに続いて、藤原氏冬嗣流の婚姻の歴史を分析し、良房が臣下として最初に天皇の娘と結婚した意義を臣下の側から考察したい。まず、歴代の藤原氏冬嗣流の一族がどのような身分の女性を妻としていたのか、藤原不比等からみていきたい（表一）不比等の世代を第一世代として、以下の世代の数值を示すことにする。不比等は蘇我媚子（武智麻呂・宇合・房前など母）・賀茂朝臣売比（宮子母）・梶犬養三千代（光明子母）を妻としてゐる。妻の父親は蘇我連子・賀茂朝臣・梶犬養氏で、身分はそれぞれ大臣・正四位上・不詳である。連子は最高級クラスの人物であるから、不比等の妻は鎌足の男子として身分の高い女性選ばれている。

表1 冬嗣流の妻方の身分表

		妻の父親	身分
第一世代 (不比等)	不比等	蘇我連子 賀茂朝臣 梶犬養氏	大紫冠 正四位上 ?
第二世代 (房前の兄弟)	武智麿	安倍真虎(貞吉) 大納言朝麿 (紀麻呂か) 小治田功麿	從五下 正三位 ?
	字合	蘇我石川麿 高橋笠朝臣 小治田牛養 久米奈保麿 佐伯徳麿	右大臣 從四上 ? 正六上 從五上
	房前	春日倉首老か 美努王 片野朝臣? 阿波采女父	從五下 從四下 從四下 ?
	麿	因幡国造気豆 当麻氏	? ?
第三世代 (真楯の兄弟)	鳥養	大伴道足	正四下
	永手	藤原鳥養 藤原良繼 大野東人	從五下 從二位 從三位
	真楯	佐味飛鳥麿 安倍帯麿	正五下 從五下
	魚名	藤原字合 津守氏(誤りか)	正三位 ?
	御楯	藤原仲麻呂	正一位
	楓麿	藤原良繼	從二位
第四世代 (内麿の兄弟)	真永	安倍息道 佐伯久良麿	從四下 從四上
	内麿	飛鳥戸奈止麿 坂上苺田麿 依当大神 藤原永手	正五上<下> 從三位 無位か 正一位
第五世代 (冬嗣の兄弟)	真夏	三国氏 橘清友 伊勢老人	? ? 正四下

表1 冬嗣流の妻方の身分表（つづき）

		妻の父親	身分
第五世代 (冬嗣の兄弟)	冬嗣	藤原真作 百済王仁貞 安倍雄笠 嶋田村作 大庭王	従五上 従四下か 従四下<上> 正六上 従四上
	愛発	藤原真夏	従三位
	大津	紀南光	正五下
	衛	恒世親王	
	収	文屋真家	治部大輔
第六世代 (良房の兄弟)	長良	難波氏 藤原総継	? 従五上
	良房	嵯峨天皇	
	良相	大江乙枝	従五下
	良門	飛鳥戸名村 高田沙弥麿	? ?
	良仁	藤原浜主	従四上
	良世	船副使麿 紀豊春	従五下 従五下
第七世代 (基経の兄弟、 および父方イトコ)	国経	在原棟梁 藤原末並	従五下 従五下
	遠経	丹治比門成	正五下
	基経	人康親王 忠良親王	
	高経	榎井嶋麿	?
	清経	藤原貞守	従四上
	常行	藤原三藤 当麻清雄	従五下 従四下
	高藤	大江乙平 宮道弥益	? 従五上
	有夷	藤原有貞	従四下
恒佐	源定有 藤原清貫	正四下 正三位	

次に、第二世代をみると、武智麿が正三位大納言朝麿（紀麻呂か）娘、房前が美努王娘（五世王）、宇合が右大臣蘇我石川麿娘をそれぞれ妻としているので、この世代もかなり身分の高い女性を妻としている（麻呂は因幡国造気豆娘・当麻氏娘で身分が低い）。

次に、第三世代は藤原氏の世代別では特に集中的に藤原四家流内の父系近親婚が発生しており、そのため、第三世代の男子の妻方の身分は平均するとかなり高い。それは、第二世代で四子が全員議政官になり、各々の子供の間で父系近親婚が行われ、結果的に身分の高い者同士の間で結婚が多くなったからである。このような第三世代の傾向のなかで、冬嗣流の真楯（大納言）は藤原氏の女子との結婚がみられず、佐味・安倍という五位クラスの女性を妻としており、この世代で最も妻方の身分が低い。その理由についてははっきりしない。

次に、良房の祖父内麿の第四世代をみよう。内麿の兄真永（正六位上）の妻の父は安倍息道（從四位下）・佐伯久良麿（從四位上）³であり妻方の身分は四位クラスであったことが明確である。次に、内麿の妻方の身分をみると、飛鳥戸奈止麿（正五位上）・坂上苅田麿（從三位・依当大神（無位―推定）・藤原永手（正一位）である。内麿は從二位右大臣まで昇り、廟堂の首座にまでなった人物で、その妻の父親は苅田麿・永手であるから、妻方の身分が高いように思える。しかし、内麿の婚姻経歴を詳細にみれば、妻方の身分が高いとはいえない。

まず、最も身分の高い永手娘との婚姻をみておこう。二人の間には一〇男衛が生まれている（延暦一八年）。この時内麿は四四才。舅に当たる永手は二八年も前に死去（宝龜二年）していた。永手娘が父の死去（五八才）した年に生まれた娘と仮定しても、彼女は延暦一八年には二九才である。実際はかなり以前に生まれたとしなければならず、永手娘の年令は三〇才をはるかに越えていたであろう。したがって、内麿が正一位左大臣永手娘を妻としていたといっても、彼女は内麿の四番目の妻であり、その父は二八年も前に死去している。内麿にとって妻方の身分的価値はさして問題とはならなかったと解釈すべきであろう。

説明が後になったが、妻方の身分を検討する意味は、男性がどのような身分の女性を妻としているのかということが、

貴族社会の中での身分的評価を表示していると判断されるからである。ところが、妻方の身分はその結婚の実態が明確でない、誤った解釈を生みがちである。内麿と永手娘の事例でも窺い知れるように、若い頃に正式な結婚として正一位の娘を妻にすることと、晩年になって、零落した高級官僚の娘を妾妻にすることは、その意味が決定的に異なるからである。妻方の身分が高いからといって、それを男性の当時の身分的評価と解釈することは危険である。

次に、永手につぐ高官である坂上菟田麿をみておこう。菟田麿は従三位に叙せられており、高級官僚となっている。しかし、この菟田麿を従三位クラス、つまり高級官僚階級と理解し、内麿がその階級の娘を妻としたとすることはできない。周知のように、坂上氏の姓は本来は「忌寸」で、もともと身分の高い氏族ではなかった。ところが、菟田麿の父犬養が聖武に武才を認められ、後に正四位上に昇叙された。⁽⁵⁾ それでも姓は「忌寸」のままであった。その子菟田麿が仲麻呂の乱において武勲をたて、正六位上から一躍従四位下に昇った。⁽⁶⁾ 後に延暦四年に従三位に進み、その年の六月菟田麿は改姓願いを提出し「大宿祢」の姓を得ている。⁽⁷⁾ つまり、坂上氏は菟田麿の時、従三位に到達したとはいえ、出自から判断すれば高級官僚階級とは言いがたく、五々四位格の階級と解すべきである。

真夏・冬嗣・愛発などの子供の年令や昇進状況からみれば、内麿の主たる妻の父は飛鳥戸氏・坂上氏の渡来系の氏族と無位の依当大神であったことになる。門閥の見地からみれば名門氏族とはいえず、総合的に判断して身分的には五々四位クラスであったといえるであろう。ここで、内麿の兄弟である第四世代をまとめておくと、兄の真永の妻方身分は四位クラス、内麿のそれは五々四位クラスであり、目立った兄弟間格差もなく、彼らはいずれも身分の高くない五々四位クラスの女性を妻にしていたことが判明する。

では次に、良房の婚姻に直接的に関連する父冬嗣の第五世代をみることにしよう。内麿の一男は真夏である。彼の妻の父親は、三国氏（位不詳）・橘清友（位不詳）・伊勢老人（正四位下）である。真夏の場合、彼が二一才の時、父内麿は従四位下参議であり、すでに議政官の仲間入りをしていた。議政官の一男として真夏の妻は名門出の女性であっても不思議ではない。が、実際はそうではない。三国氏・橘清友は位が不明で、そのこと自体が身分的低さを証明している。二人とも

せいぜい五位クラスであつたとすべきである。

次に、良房の父冬嗣の場合をみよう。⁽⁸⁾冬嗣は藤原美都子と結婚している。この美都子がいうまでもなく良房達の母である。美都子の父真作は従五位上で終わっている。冬嗣が美都子と結婚した延暦二〇年頃、父内膳(四六才)は正四位上中納言であつた。その二男の妻として相当の身分のある女性選ばれてしかるべきである。ところが、美都子の父真作の極官は従五位上である。とても高官と呼ぶことはできない。中納言の二男の妻方としては平凡な身分であつたといえよう。つづいて、冬嗣は百済王仁貞(従四位下)・安倍雄笠(従四位下)・島田村作(正六位上)・大庭王(従四位上)の各娘を妻としている。このなかで、大庭王(三〇五世王)が皇親であり、別格に出自が高い。しかし、大庭王娘と結婚したのは冬嗣が四九才の頃であり、二人の結婚は王の死後であつたと考えられる。この婚姻は父を失つた娘を、権力者冬嗣が一方的に妾妻としたことが濃厚である。臣下が皇親女子を妾妻とした意義は低くないが、この場合は冬嗣が高い身分の女性と結婚した事例と捉えることはできないであろう。

冬嗣の妻方の身分を総合すると、位階でいえば五〇四位クラスであつたといえよう。

次に、冬嗣の異母弟をみておこう。七男愛発の妻方は実兄の真夏(従三位・参議)、九男大津のそれは紀南光(正五位下)、一〇男衛のそれは恒世親王である。愛発の場合は父系近親婚であつて、オジとメイの婚姻である。同一家族成員内の婚姻であるから、妻方身分を云々する事例としては適切とはいえない。まして、真夏は菓子の変で失脚の身であるから、身分的評価の対象から除かれるべきであろう。大津の場合は、本人自身正五位下と微官で終わっている。妻方身分は正五位下である。

衛は恒世親王娘(淳和系二世王)を妻としているから、内膳の子供(第五世代)では最も身分の高い女性である。しかし、衛は良房よりわずかに五才年長のオジであつて、別稿で明らかにしたように、衛と恒世親王娘との結婚は、親王の死後のことであつて、親王はこの結婚に何ら関与していない。しかも良房婚より少なくとも一〇年以上後のことであつたことを留意しておきたい。

冬嗣の世代（第五世代）の妻方の身分を整理すると、政治的成功者であつた真夏・冬嗣と異母弟を比較すると、前者の妻方身分がやや高い傾向があるが、冬嗣の世代はほぼ全員が五〜四位クラスの身分の女性を妻としており、平均的にみて妻方の門地は高いとはいえず、顕著な兄弟間格差は認められない、ということになる。

次に、良房の世代（第六世代）をみると、一男の長良は難波氏（位不詳）と藤原総繼（従五位下）の娘と結婚している。長良は祖父・父ともに廟堂の首座を占めた一族の一男であり、しかも父冬嗣は彼が二五才まで生存していた。したがって、父の高い身分に応じた高い階級の女性を選択してもおかしくはない。しかし、そうした形跡は全くみられない。

次に、弟の良相は一四才の時に父冬嗣を失つており、彼の婚姻は本人の意志であつたと思われる。良相の妻の父は大江北枝で、位階は従五位下である。一男の長良と同等の身分の女性を妻としている。良相は三〇才余の時この妻を失つているが、その後、他の女性とは再婚しなかつた、と伝えられている。彼の場合も、身分の高い女性と結婚していない。

異母弟の良仁・良世の妻方身分をみると、前者は藤原浜主（従四位上）、後者は船副使麿（従五位下）・紀豊春（従五位下）である。やはり、かれらも長良・良相と同様である。以上のように、第六世代の男子の全体的傾向もそれ以前とほとんど変わらず、兄弟達は全員五〜四位クラスの女性と結婚している。

ところで、長良・良相兄弟は冬嗣の正妻美都子の所生である。彼らの場合は、もはや生まれながらにして、将来の高位高官位が約束されていたエリート兄弟であつた。したがって、彼らの婚姻観が良房の時代の高級官僚を代表する観念であつた。その彼らが、異母兄弟と同じように、五〜四位クラスの女性を結婚対象にする考え方を持ち続けていたのである。

不比等から冬嗣（第一〜五世代）まで、北家冬嗣流の男子の妻方の身分を検証してみると、第一〜三世代までは藤原氏の妻方の身分が高い傾向があるが、冬嗣流に限つていえば、房前以降の男子は歴代それほど高い身分の女性を妻にしている。その一般的傾向は、（一）五〜四位クラスの女性を妻とし、藤原氏の政治的門地の高さに比較して、妻方のそれは高くないこと、（二）兄弟間にみる妻方の身分格差は、特定の男子が優遇される兄弟間差別は認められず、全員がほぼ同程度の身分の女性を妻としていること、といえるであろう。

以上によって、良房が弘仁一四年頃に潔姫と結婚する前段階の冬嗣流の婚姻状況が明らかになったと思う。つまり、それまで冬嗣流男子は何世代にもわたって、伝統的に五〜四位階級の女性を結婚対象としていた。真楯から冬嗣まで、政治的地位が上昇し、政治的主導権を左右する地位を確保していったにもかかわらず、妻方の身分はそれに相応して上昇していったのではない。彼らはそれまでと同様にあまり身分の高くない五〜四位階級の女性を結婚対象としており、妻方の身分はほとんど変化しないままであったのである。

要するに、良房婚は冬嗣流の政治的地位の上昇にともなう、妻方の身分も上昇し、冬嗣流の男子の間に身分の高い女性を妻とする慣行が成立していた所に、天皇の娘が妻とされたのではない。それとは逆に、歴代の冬嗣流は兄弟間格差もあまりなく、一貫して五〜四位クラスの女性を妻としていた。そこに、突然良房のみが破格の待遇を受け、天皇の娘、つまり階級の頂点に立つ女性が一躍与えられた。天皇の娘を妻とする臣下の出現は古代史上最初の出来事であり、貴族社会に衝撃的であったであろう。この結果、良房婚は冬嗣流の歴代の成員が保持してきた伝統的観念を大きく変質させることになった。すなわち、良房婚は兄弟間の妻方の身分観念の均衡性を大きく崩し、「妻方の身分は五位以上であれば、それ以上の高位は特にこだわらない」という考え方から「藤原氏最高権力者及びその子孫は、高い身分の女性を妻とすべきである」という観念を醸成した。基経以降、いわゆる摂関家の嫡流の男子の妻方の身分は飛躍的に上昇していく。良房婚は冬嗣流の男子の結婚観を変質させる転換点となったと考えられる。

二 良房の昇進過程

良房婚は皇親女子の婚姻史の上からも、藤原氏の婚姻史の上からも特別の結婚であったと判断されるが、それでは結婚後、良房が貴族社会でどのように処遇されたのか、その昇進過程を検討していきたい。

まず、良房婚の成立事情と時期を考察しておきたい。良房婚の成立時期についての唯一の史料は「文徳実録」で、斉衡

三年（八五六）六月丙申条源潔姫卒伝に「太政大臣正一位藤原良房弱冠之時。天皇悅其風操超倫。殊勅嫁之」とある。これについて坂本太郎氏は「弱冠を二〇才とすると天長元年（八二四）であるが、そう断定してよいかどうか明証はない。二人の間にできた女子の明子は『大鏡裏書』によると、昌泰三年（九〇〇）七十三歳で没したから、天長五年（八二八）良房二十五歳の時に生まれたことになり、二十すぎの結婚で差支えない」とされた。これに対して米田雄介氏は、明子は昌泰三年（九〇〇）七三才ではなく、七二才で没したから、それより逆算して天長六年（八二九）に誕生し、良房婚は明子誕生の前年ごろまでに成立したとされた。⁽¹³⁾

明子の誕生年は米田氏の見解が正しいと思われるので、二人の結婚は天長五年以前であつたはずである。では何時成立したのであろうか。『文徳実録』には「天皇悅其風操超倫」とあつて、嵯峨天皇が良房の資質の優れたことを見抜いて、二人の結婚を認めたことになっている。同書は良房の猶子基経が中心になつて撰修されたのであるから、良房についての記述はかなり差引いて考えねばならない。⁽¹⁵⁾

潔姫との結婚は、良房が嵯峨の功臣冬嗣の息男であつたことが最大の理由であつたと考えられるが、冬嗣は大同年元（八〇六）に神野（嵯峨）の春宮大進に任ぜられて以来、葉子の乱を経て、一貫して嵯峨の片腕として手腕を發揮して、嵯峨朝の最大の功勞者であつた。冬嗣の長年の功勞に対する返礼として、嵯峨は娘を冬嗣の息男に与える決心をしたと考えられる。この推察が正しいとしたならば、二人の結婚は冬嗣が死去する天長三年（八二六、良房二三才）より以前のことになるであろう。とすると、やはり『文徳実録』のいう弱冠の時、つまり二〇才頃と考えてよいであろう。二〇才とすれば、弘仁一四年（八二三）のことになる。潔姫は一四才である。年齢的には無理がない。

弘仁一四年には、嵯峨は冬嗣の反対を押し切り讓位⁽¹⁶⁾している。とすれば、良房婚は嵯峨の讓位に伴う、冬嗣に対する天皇の置き土産的処置であつたと考えられる。また、退位後淳和が即位すると、皇太子に嵯峨の息男正良（仁明一四才）が立てられたが、それに対してすぐに冬嗣の娘順子が入れられた。⁽¹⁷⁾つまり、嵯峨が退位する前後に、嵯峨とその腹心冬嗣とは、互いの男子に女子を交換した形になっている。この時、両者がどの程度の見通しを持っていたのか知ることが出来ないが、

次の仁明朝の基本的体制がここに出来上がっていたのである。

それでは、良房の昇進過程を考察していこう。さて、良房の叙位任官記録をみると、良房が結婚したと考えられる二〇才頃に叙位もしくは任官された事実は伝わっていない。良房の最も若い記録は天長三年（八二六）一月に二三才で蔵人に補られていることである。⁽¹⁸⁾したがって、結婚後三年ほどはたいした地位についているわけではないので、良房は天皇の娘と結婚したからといって、即座に高い身分を得たのではない。

ところで、二三才で任蔵人というのはどの程度の処遇であつたのであろうか。嵯峨天皇の弘仁期に蔵人に任ぜられた五人の平均年令は三二・八才である。また、二〇代で蔵人に任ぜられたのは藤原常嗣二六才、同愛発・文屋秋津二八才など五人である。したがって、良房の二三才はかなり特別な待遇であつたことになる。ただし、それは彼一人に行われたものではない。弘仁一四年一月、良房の任蔵人の二年前、兄長良は二三才で蔵人に任ぜられている。この後、承和元年（八三四）に弟の良相も二三才で蔵人⁽¹⁹⁾とされている。それ故、良房に対する処遇は、冬嗣の正妻所生の同母三兄弟への一連の特別待遇の一つであつたといえよう。

次に、良房は任蔵人の同年二月に中判事に任ぜられ、つづいて天長五年（八二八）に二五才で従五位下に叙せられている。この処遇がどの程度のものであつたのかを確認するために、延暦期から承和一五年まで、参議に補任された⁽²⁰⁾（それ故昇進が早いと判断される）官僚の従五位下の年令を調査し、上位一〇人を選んでみた（表2）。良房は九番目である。参議に昇進していないが、二四才で従五位下になつた藤原家雄・藤原衛⁽²²⁾の例もあるから、良房は上位一〇人の中にも入ることができない。したがって、良房の二五才は、平安前期の議政官の中では特別に驚くべき若い年令ではなかつた。

1	藤原緒嗣（式）	18才
2	藤原継業（式）	19才
3	藤原仲成（式）	22才
4	藤原長良（北）	23才
5	藤原園人（北）	24才
5	藤原縄主（式）	24才
5	藤原乙叡（南）	24才
8	吉備 泉	25才
8	良峯安世	25才
8	藤原三守（南）	25才
8	藤原良房（北）	25才

（延暦1年～承和15年任参議の者から選択）

同表で分かるように、兄の長良は二三才で三番目である。因に兄

弟の叙従五位下の年齢は、長良二三才・良房二五才・良相二六才・良仁二八才・良世二八才⁽²³⁾である。長良は冬嗣の一男として、若い頃は最も優遇された存在であつて、平安前期の高級官僚層の中で最速の昇進者の一人であり、二三才従五位下、二六才従五位上と順調な昇進を重ねた。この頃、長良と良房の地位は、前者が格上で後者が格下であつた。ところが、長良は二六才で従五位上に叙位された以降、三二才まで六年間全く叙位任官がみられない。

長良に代わつて、良房が徐々に優遇され始める。従五位下に叙位せられた天長五年の閏三月に大学頭、二年後(二七才)の天長七年(八三〇)五月に春宮(仁明)亮、一月には越中権守、閏一二月には加賀守と矢継ぎ早に任官されている。同年の集中的な任官は前年に良房に明子が誕生したと関係があるのではないかと考えられるが、確証はない。

このように、良房の二〇才(結婚)から三〇才(仁明受禪)までの一〇年間の処遇をみると、二七才はやや優遇された痕跡はみえるが、全体的には、天皇の娘と結婚したことが彼の昇進に大きな影響を与えているとは考えられない。冬嗣の二男として、それ相当の待遇を受けたが、それ以上ではなかつたといえよう。その原因は何故であつたらうか。最大の原因は嵯峨の退位であつたと考えられる。嵯峨は良房が結婚したと推定される弘仁一四年(八二三)四月に退位している。その後の一〇年間、つまり良房に対して特別な厚遇が与えられていない時期は、淳和の一〇年の治世とそっくり重なる。嵯峨には兄平城との間に、薬子の妾という苦い経験を持っているので、弟の治世の間に、仁明に対して何かと容喙することに自制的であつたと考えられる。それ故、淳和朝の一〇年間は、嵯峨は良房に対して叙位任官名を後押ししがたい状況にあつたと考えられる。

それに次ぐ原因として、良房の父冬嗣の死が考えられる。良房が結婚したと推定される年に父冬嗣は左大臣で廟堂の首座にあつた。ところが、冬嗣は三年後の天長三年(八二六)七月に死去している。二三歳にして、良房は父からの支援も受けられなくなつたのである。このように嵯峨の退位・父の死去このことによって、良房は強力な支援を失つたために、淳和朝一〇年間は昇進が緩やかであつたと考えられる。

天長一〇年(八三三)二月二十八日、淳和に代わつて仁明が受禪する。この日以降、良房(三〇才)の処遇には劇的な変

化が起きる。二日後の三〇日には早くも左近衛権少将に任ぜられ、同日兄長良（三三才）は左兵衛権佐とされた。官職の内容からしても、すでに良房の方が上位者であった。また、この任官は天皇の代替りと同時に行われる恒例の春宮職の任官直後に行なわれたもので、実質的に仁明朝最初の任官である。それが良房と長良の二人だけに對して行われたことは、仁明朝は誰が中心人物となるかを暗示しているといえるであろう。

この天長一〇年、良房には実に目まぐるしい程の叙位任官が次から次へと行われている。同じ二月には早くも藏人頭(24)となり、仁明の側近の中心的役割が与えられた。八月には従五位下から正五位下へ越階した。一月には左権中将という要職に就任した。少将から中将へは九ヶ月程で昇進しているから、その急激さが知られよう。そして同月越階して従四位下に叙せられた。八月に正五位下に叙せられたばかりであったから、わずか三ヶ月余で四階も昇進している。これもまた急激な叙位であった。このように、天長一〇年には一年足らずの間に、五度にわたる叙位任官を受け従五位下春宮亮から従四位下左権中将となっている。

では、天長一〇年の処遇を分析していこう。まず、藏人頭からみると、良房の任藏人頭の年令は三〇才であるが、この年令は歴代の藏人頭のなかでどのような位置にあつたのであろうか。大同五年の藏人所設置から天長一〇年までに藏人頭に就任した者を若年順に上位一〇人を選択すると次のようになった(表3)。良房は三位で、早い昇進なのであるが、必ずしも歴代第一位のスピードではなかった。良房は仁明天皇の即位に伴って急激な昇進をするが、当然のことながらそれまでは、目を見張る程の昇進をしていたわけではないので、藏人頭の就任年令において歴代第一位となるスピードはなかったのである。

次に、三〇才で従四位下になつた処遇の相対評価をみよう。先の従五位下の要領で、若年順に上位一〇人を選ぶと次のような結果がでた(表4)。歴代通算五番目である。この結果はおおざっぱな言い方をすれば、藏人頭

表3 任藏人頭の年令

1	藤原三守 (南)	27才
1	良峯安世	27才
3	藤原良房 (北)	30才
4	橘 常主	33才
4	藤原家雄 (式)	33才
4	藤原 助 (北)	33才
7	藤原常嗣 (北)	35才
8	藤原冬嗣 (北)	36才
8	橘 氏公	36才
10	藤原愛発 (北)	37才

(弘仁1年～天長10年)

表4 叙従四下の年令

1	藤原緒嗣(式)	24才
2	吉備 泉	28才
3	良峯安世	30才
3	藤原三守(南)	30才
3	藤原良房(北)	30才
6	藤原乙叡(南)	31才
6	藤原継業(式)	31才
8	藤原内麿(北)	32才
8	藤原縄主(式)	32才
10	藤原真夏(北)	33才

(延暦1年～承和15年任参議の者から選択)
(継業は非参議)

表5 任参議の年令

1	藤原緒嗣(式)	29才
2	藤原良房(北)	31才
3	良峯安良	32才
3	藤原三守(南)	32才
5	藤原乙叡(南)	34才
6	藤原真夏(北)	36才
6	橘 常主	36才
6	藤原常嗣(北)	36才
9	藤原冬嗣(北)	37才
10	藤原雄友(南)	38才

(延暦1年～承和15年)

の場合と似たものといえる。平安初期の議政官クラスの中で、良房は最も若い年令層に属するから、その処置は格別であったとされる。しかし、過去には良房と同等以上に処遇されていた人物が四人存在していたわけであるから、彼に対する処遇は必ずしも最高ではなかったことになる。

常識を超える昇進を果たしているが、それでも緒嗣には及ばなかった。ついでながら、緒嗣が蔵人頭の順位表に名前がないのは、緒嗣は昇進が速かったため、蔵人所が設置された時はすでに参議に就任していたからである。

さて、良房の昇進速度が緒嗣を超えて平安前期第一位となったのは翌年の承和二年(八三五)のことであった。前年七月に参議になったばかりの良房は、六ヶ月後に従四位上、つづいて三ヶ月後には三二才の若さで従三位に叙せられ、同日権中納言に任ぜられた(表6)。この叙位任官において、良房は平安前期の議政官の中で最年少最速の昇進者に到達した。⁽²⁵⁾これ以降任大納言(表7)・叙従二位・任右大臣等すべて同様であった。良房の地位は従三位・権中納言に任ぜられたこ

では、その後の良房の昇進過程を検証してみよう。良房は翌年の承和元年(八三四)、三二才の若さで参議に任ぜられ、議政官の間入りした。任参議の相对評価をみてみると(表5)、良房は第二位である。これと、従五位下(二〇位)・蔵人頭(三三位)・従四位下(二二位)と比較すると分かるように、位が上昇するに従って上位に上っている。これは三〇才以降の急激な昇進を反映している。ところで、任参議が三二才という超スピードにもかかわらず、良房の前にはそれ以上に若年就任者が存在する。藤原緒嗣である。緒嗣は従五位下・従四位下・任参議いずれも平安初期第一位である。良房は

表6 任中納言の年令

1	藤原良房(北)	32才
2	良峰安世	37才
2	藤原三守(南)	37才
4	藤原冬嗣(北)	42才
5	藤原内麿(北)	43才
5	藤原乙叡(南)	43才
7	藤原緒嗣(式)	44才
7	清原夏野	44才
9	藤原雄友(南)	46才
9	藤原愛発(北)	46才

(延暦1年～承和15年)

表7 任大納言の年令

1	藤原良房(北)	39才
2	藤原冬嗣(北)	44才
2	良峰安世	44才
2	藤原三守(南)	44才
5	清原夏野	47才
6	藤原緒嗣(式)	48才
7	藤原内麿(北)	51才
8	坂上田村麿	53才
9	藤原雄友(南)	54才
9	藤原愛発(北)	54才

(延暦1年～承和15年)

とによってほぼ確立したといえる。以後、良房の権威は確固たるものになり、後の承和の変の主導者となる伏線はここにできあがったといえるであろう。

ところで、『公卿補任』(承和二年)によれば、権中納言への任官は「七人超」⁽²⁶⁾であったと記述されている。良房について語る場合、この七人超は必ず言及される。それ程良房の急昇進を象徴した出来事である。しかし、これまで七人超がどの程度の処遇であったのか、ほとんど明らかにされていない。そこで、他事例との比較考察によって、七人超の意義を明確にしておきたい。

奈良時代には、藤原蔵下麿が仲麻呂の変の大功により、従五位下より一氣に従三位⁽²⁷⁾に昇叙されているから、一度に多数の上席者を追い超す事例がないわけではない。戦乱時はこのような昇進は間々みられる。しかし、良房の場合は特別な政争があったわけではなく、平穏な時代であった。しかも、七人超とはそれまで低い位階に甘んじていた状態から、高位に登った故に発生したのではなく、上位者を超えることが容易ではない廟堂内での出来事である。そこで、良房の七人超の意味を解明するために、『公卿補任』によって延暦元年から承和二年まで、五四年間を調査し、下位の者が上席者を超える実態をみることにした。

その結果は次のようであった(表8)。表で示したように、上席超は一度に多数の上席者を超える場合と、何回かにわたって少しずつ上席者を超え、結果的に多数を超える場合の二通りある。

まず一度に多数の上席者を超える事例をみると、桓武朝では佐伯今毛人四人・多治比長野四人・坂上田村麿五人がいる。

表8 超上席者表（一度に3人以上超えた事例）

桓武朝	延暦 2年	藤原種継（式）	3人
	〃 3年	佐伯今毛人	4人（非より任参議）
	〃 8年	多治比長野	4人（非より任参議）
	〃 15年	和 家麿	3人（任参議）
	〃 17年	和 家麿	3人
	〃 24年	坂上田村麿	5人（非より任参議）
平城朝	大同 1年	藤原葛野麿（北）	4人（非より任参議）
嵯峨朝	弘仁 1年	文室綿麿	3人（任参議）
	〃 2年	巨勢野足	3人
	〃 10年	春原五百枝	5人（非より任参議）
	〃	藤原貞嗣（南）	3人（任参議）
	〃 12年	藤原貞嗣	3人
淳和朝	天長 2年	清原夏野	3人
	〃	藤原綱繼（南）	3人（任参議）
	〃 9年	源 常	8人（非より任中納）
仁明朝	天長 10年	橘 氏公	4人（非より任参議）
	〃	朝野鹿取	3人
	〃	源 定	6人（非より任参議）
	承和 2年	藤原良房（北）	7人
	〃	紀 百繼	7人（非より任参議）
	〃 5年	橘 氏公	3人
	〃 9年	源 弘	3人（任参議）
	〃 13年	安倍安仁	5人
	〃 14年	源 定	6人（前参議より還任）
	嘉祥 2年	橘 峯繼	3人
〃	源 明	6人（任参議）	
文徳朝	嘉祥 3年	藤原良良（北）	4人
	仁寿 1年	藤原良相（北）	4人
	〃	平 高棟	5人（非より任参議）
	斉衡 1年	藤原良相	4人
	〃 3年	源 融	4人（非より任参議）
清和朝	貞観 3年	正躬王	3人（還任）
	〃 6年	源 生	3人（任参議）
	〃	南淵年名	4人（任参議）
	〃 8年	藤原基経（北）	7人
	〃 9年	藤原常行（北）	5人
	〃 12年	源 勤	3人（任参議）
	〃 14年	藤原良世（北）	3人

（何回かにわたって超えた場合）

桓武朝	藤原種継	3回（1人・3人・2人）	計6人
	和 家麿	2回（3人・3人）	計6人
平城朝	藤原園人	3回（2人・2人・2人）	計6人
嵯峨朝	巨勢野足	3回（1人・3人・1人）	計5人
	藤原冬嗣	4回（2人・1人・1人・1人）	計5人
淳和朝	清原夏野	3回（1人・3人・1人）	計5人

（この表は『公卿補任』によって作成した。3人以上を掲載した。任参議の年に越階が実現したとして表示した。同書では越階の理由が明確でない事例もみられる。）

これらの事例はその氏族名からも窺い知られるように、本来なら参議にまで到達したい氏族でありながら、何らかの事情で参議に任ぜられた場合に発生する。というのは、彼らは非参議が最高到達点となることが多いが、その時、官職は非参議で止められるのに対して、位階は従三位に昇進させられることがある。そして、位階は高いまま非参議に止められていた人物が、時として参議に任ぜられる場合がある。そうすると、参議は四位の者が大多数であるから、任参議と同時に多数の上席者を超える事態が発生するのである。右の三事例はいずれも従三位非参議から参議となった時に上席超となった事例である。そのため、外観上は上席超となっているが、元来が身分の低い氏族の出であること、任官年令が高いことが共通しており、彼ら自身はそれまで多くの若年高級官僚に超えられており、「公卿補任」の記述形式上そうなるのであって、実質的にはいわゆる上席者を超えた事例とすることはできない。

このような、実質的に上席者を超えたとはいえない事例を除くと、桓武朝の藤原種継と和家麿の三人超（延暦一七年）、平城朝の藤原園人の二人超、嵯峨朝の文屋綿麿・巨勢野足・藤原貞嗣の各三人超、淳和朝の清原夏野・藤原綱継の各三人超、仁明朝の朝野鹿取の三人超が各朝の最高事例である。とすると、良房より以前の平安初期において、一度に多数の上席者を超える事例は、種継・家麿・綿麿・野足・貞嗣・夏野・綱継・鹿取の三人超が最高であったことが判明する。

次に、何回かにわたって超える場合があるのでそれもみておこう。各朝で回数が多い事例を求めると、桓武朝では藤原種継三回（一人・三人・二人）で計六人、和家麿二回（三人・三人）で六人、平城朝では藤原園人三回（二人・二人・二人）で計六人、嵯峨朝では巨勢野足三回（一人・三人・一人）で計五人、藤原冬嗣四回（二人・一人・一人・一人）で計五人、淳和朝では清原夏野三回（二人・三人・一人）で計五人である。回数では四回、人数では六人超が最高であったことが分かる。また、これらの人物をみると、全員各天皇の寵臣とされる人々である。これは、やはり上席者を超える回数が多い官僚は天皇から特別の配慮を受けた人物であったことを裏付けている。

以上の考察で、良房より以前の廟堂内の上席超は一度に超える場合の最高例は三人、何度かにわたって超える場合の最高人数は六人であった。これに対して、良房の場合は一度であったが七人を超えている。やはり、平安初期において破格

の上席超であつて、良房が歴代第一位の昇進者であつたことが改めて立証されるであらう。

良房の前半生の昇進過程を簡単に整理しておこう。良房は二〇才頃に結婚したと思われるが、そのことによつて早くから昇進した形跡はみられない。冬嗣の二男として、それ相当の昇進をしているだけで特別速度が速いわけではなかつた。むしろ、叙従五位下の年令にみられるように、二〇代は、一男長良の方が速く昇進している。ところが、良房が三〇才になつた天長一〇年（八三三）二月の仁明の受禪は良房に大きな転換をもたらした。これ以降、彼の昇進は急速となり、同年は五度の叙位任官を受け、翌年は参議、翌々年には従三位権中納言と、仁明朝全官僚の中で、唯一飛び抜けた待遇を受け、超エリートへと成長していった。良房に対するこの処置は単に仁明朝で特別であつたのではなく、とりわけ、七人超の権中納言（三二才）の任官は平安初期の歴代官僚中最若年最速であつた。これ以降、良房は任大納言・叙従二位・任右大臣等すべて最速で通過し、ライバルが一人もない、最高権力者へと成長していった、と評することができる。

三 良房婚と昇進の関係

では次に、良房婚と良房の昇進との関係についてみることにしよう。良房の昇進の特色は、仁明即位後に急激な昇進をしたことである。この昇進を実行した人物を特定しておきたい。まず第一に考えられるのは父冬嗣であるが、冬嗣はすでに故人である。実父でないとしたならば、良房例にみられる大幅な昇進を実行できる人物は、有力政治家か天皇であろうとすれば廟堂（天長一〇年〜承和二年）の首脳陣であつた左大臣藤原緒嗣・右大臣清原夏野・大納言藤原三守か嵯峨・淳和・仁明の六人中の誰かであつたはずである。この中で、式家流の緒嗣や他氏の夏野が北家流の良房を昇進させたとは考えられない。三守は南家流であるが、母方のオジに当たり、可能性がないわけではない。しかし、良房の昇進は常識を超えているのであつて、特に三二才任権中納言などという昇進を、三守が実行できる程有力者であつたとは思われない。したがつて、良房の昇進の実行者は有力政治家ではなく天皇の誰かであつたことになる。

まず、淳和であったとは考えられない。良房は淳和朝では優遇されておらず、彼の飛躍的な昇進が淳和の退位と同時に
行なわれている事実からしてこのことは明らかであろう。残るのは嵯峨と仁明である。二人は父子であり、嵯峨は娘を良
房に与えており、仁明は皇太子の時代に良房が春宮亮⁽²⁹⁾であり、良房の妹順子は仁明女御である。良房の昇進に関しては二
人とも同一歩調が可能であった。だから、良房の昇進はどちらか一方の意思の場合と、双方の意見が一致した場合とがあ
ったであろうから、必ずしもどちらの意思であったかを識別することは困難である。

ところで、高位高官を得る条件として、玉井力氏は、実力・家柄の高さ・天皇との姻戚関係をあげている。また、倉本
一宏氏は、高い蔭階・式部省と議政官内の援助者・天皇との個人的氏族的関係をあげている。⁽³⁰⁾良房が急昇進した原因とし
て考えられることは、(一)冬嗣の男子であったこと、(二)能力があつたこと、(三)妹の順子が仁明の女御であり道康を生
んでしたこと、(四)春宮亮を務めて早くから仁明の近臣であつたこと、(五)嵯峨の娘と結婚していたこと、であろう。

この中で、(一)と(二)は仁明の即位によつてその評価が急激に変化するものではないので特に云々すべきことではある
まい。とすると、やはり原因としては、(三)と(四)の仁明関係と(五)の嵯峨関係ということになる。

管見の限り、良房の急昇進の原因についての詳細な分析研究はみあたらない。この問題に簡単に言及した研究者のなか
で、林陸朗氏はその原因を「外戚の縁」とし、福井俊彦氏は良房婚を考慮に入れつつも「藩邸の旧臣である故の昇進」と
し、目崎徳衛氏は「皇室の家父長である嵯峨上皇以外にはない」と⁽³¹⁾とされている。これら先学の諸見解も良房の急昇進の原
因が嵯峨関係と仁明関係に分かれている。良房の昇進に関しては、二人は同一歩調を取ることが可能な状況にあるから、
原因をどちらか一方に限定することはできない。そこで、二人のどちらの意思がより強かつたのかという観点で以下考察
していきたい。

まず、嵯峨の立場をみておこう。嵯峨が良房の急激な昇進の実行者であつたと筆者は考えるのであるが、それは単に良
房が寵臣冬嗣の男子であつたからではない。そのみならず、やはり良房が娘潔姫のムコであつたことに起因している
と思われる。

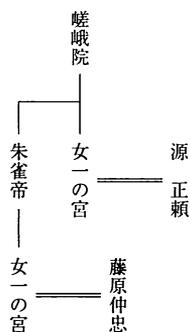


図1 『宇津保物語』系図

良房の時代において、男子は結婚と同時に妻方に居住するのが一般的な形態である。その際、舅はムコの衣食住のすべてを負担し、生活のあらゆる面を支援する。そして、ムコが貴族社会で昇進することをできる限り後援することが舅の義務として定着していたから、舅とムコは非常に親近な関係にあった。いかに太上天皇といえども、臣下との間に、史上初の「舅」と「ムコ」の関係が成立したのであるから、嵯峨は当時の社会的通念上の「舅」としての立場・役割・義務感をムコの良房に対して感じていたはずである。

嵯峨が良房に抱いていた感情を、正確に再構成することは容易なことではないが、天皇の娘と臣下の結婚が描かれている『宇津保物語』を通じて「舅としての太上天皇」を考えておきたい。同物語は一〇世紀末の成立と考えられているから、嵯峨の時代からは一世紀余後の作品であるが、平安前期と平安中期において、舅とムコの関係が大きく変化したとは考えがたいから、この作品を通じて、嵯峨と良房の関係を類推することは飛躍であるとは思われない。

さて、同作品には皇女と臣下の婚姻が嵯峨院娘と源正頼、朱雀帝娘と藤原仲忠の二組描かれ、舅としての天皇の考え方が多く表れている〔図1〕。同物語にみられる院と天皇の考え方を通じて、良房に対する嵯峨の心情がどのようなものであったのかを推察することが可能である。

同物語の「内侍のかみ」の巻に、ムコに対する舅の考え方を率直に述べた箇所がある。「人の婿といふものは、若き人などをば、本家の労りなどして立つるをこそは、面白きことにはすれ⁽³³⁾」。ムコというものは、妻方(本家)が世話をして、出世させるのが興あるものだ、というのである。これは嵯峨院のムコとなり、後に成長して左大将に昇進し、今度は自分が娘にムコを取ることになった源正頼の言葉である。天皇の言葉ではないが、当時の舅の本心を伝えるものと判断される。さて、舅としての天皇は娘の結婚に際して、どのような行動をとったのであろうか。結婚式については仲忠と朱雀帝の娘女一の宮の式が描かれている。式は宮中ではなく、女一の宮の親代わりとなった源正頼邸で行われている。さすがに天

皇はこれには出席できないが、いわゆる三日の日（トコロアラワシ）に天皇がムコの仲忠を内裏に呼び、参議であった仲忠を中納言に昇進させている。⁽³⁴⁾

良房と潔姫の結婚式の事態は全く伝わっていないけれども、宮中以外の所で天皇の代理の人物によってムコ取りの儀式が挙行され、三日の日に天皇が宮中にムコを招く手順などは、あるいは良房の場合でもそれと類似していたのではないだろうか。また、良房の場合は、結婚と同時に昇進は行われていないが、物語とはいえ、天皇が娘との結婚を祝って、ムコを昇進させていることは注目しておきたい。娘の将来の幸福のために、ムコの昇進を願うのは、あらゆる舅にとって当然の感情であった。したがって、嵯峨は良房が昇進することを強く願ったと思われる。

次に、良房と潔姫の間には明子が生まれたが、物語には天皇と外孫娘の誕生はどのように描かれているであろうか。仲忠と女一の宮間には娘が誕生しているが、出産の時、舅の朱雀帝は手紙を遣し祝福し、その文末に「例ある喜びなどもせさすべきを、ただ今その闕など、えあらで」と記している。⁽³⁵⁾つまり、こういう時慣例として朝臣を昇進させる筈だが、その欠員がないので甚だ残念です、というのである。ここにも「舅としての天皇」が臣下に慣例として昇進させるものだ、という考え方が表されており、良房に明子が誕生した時、嵯峨が良房にどのような感情にとらわれたかを知ることができるといえる。現実には、明子が誕生した時に、良房は昇進しておらず、翌年三度の任官が行われている。これは物語と同様に誕生した時に欠員がなくて、翌年お祝いとして任官が行われたのか、それとも別の理由であったのかは識別できない。まして、明子の誕生した時、世は弟の淳和の時代であったから、嵯峨は良房にお祝いとしての叙位任官を自由に行いたい状況があった。こういう所にも、良房の昇進が淳和の退位直後から急激にはじまった一因があったと思われる。

物語の展開をみよう。舅の朱雀帝はその後ムコの仲忠に昇進の配慮を怠らなかつた。「帝（朱雀帝）」「大将（仲忠）を、御位にておはしますほどに、大納言になし給ひてむ」と思ひ⁽³⁶⁾と、なんとか在位中にムコを大納言にしようとする計らい、それを実現している。このように、『宇津保物語』によれば、やはり天皇であつても、通常の貴族と同じように当時の社会通念に従って、舅としてムコを世話しようとしていることが知られる。これをそのまま現実の太上天皇であつた嵯峨に

投影することは許されぬにしても、良房の天長一〇年以降の急激な昇進の背景には、舅としての嵯峨の心遣いがあったと推察することは許されるであろう。

最後に、天皇の娘を妻とした側（ムコ）がどのような思いであつたかをみておこう。朱雀帝の配慮によつて昇進を重ねたことに對して、仲忠は次のようにいう。「一の宮の御徳ならずは、かく、その人にも侍らず、ただ今まかりなるべき職にもあらぬを、かつは思ひ給へ慎み、かつは喜び聞こえさする」⁽³⁷⁾。自分に対する身に過ぎた地位や職への拜命は、ひとえに女一の宮のムコたる自分への天皇（舅）の心遣いのお陰であつた、といつてゐる。この言葉を、承和三年に三二才という空前の若さで権中納言となつた良房と潔姫の關係に置き代えてみてもあながち飛躍であるとはいえないであろう。

以上の考察によつて、良房の昇進の要因は、嵯峨の娘を妻としたことによつて、舅嵯峨から特別な配慮を得たこと、つまり、良房の昇進を企図した人物は嵯峨であつたことがまず考えられ、嵯峨の行動は当時の社会通念に沿うものであつたとされよう。

では次に、仁明と良房の關係をみることにしよう。良房は仁明の春宮亮であり、妹順子が女御であつたから、天皇との姻戚關係・個人的關係において申し分ない。したがつて、仁明即位後の急昇進は、仁明の意思であつたとも考えられる。そこで、天皇との關係において、良房とほとんど差異がなかつた兄長良とを比較しこの問題を検討しよう。まず、女御順子と長良・良房は同母キョウダイであり、二人の條件は全く同一であつた。また、仁明との個人的關係について、長良は良房のように春宮職こそ務めていないが、彼の卒伝に「仁明天皇儲宮時。晨昏侍坐。花時月夜。戲席射場。天皇每許以交敵之恩」とあつて、二人は若い頃から親交の深い間柄であり、長良が仁明の近臣であつたことは確実である。また「天皇晏駕之後。哀泣不絶如父母。初断噉肉。求冥助也」と、二人の間柄は終生變化がなかつた。したがつて、仁明と良房・長良の姻戚關係（順子）及び個人的關係（近臣）の親疎の差はほとんどなかつたと考えられるから、長良も良房と同程度に昇進⁽³⁹⁾してもおかしくないと考えられる。

ところが、良房は仁明受禪後の三年足らずの間に、従五位下から従三位権中納言へと急昇進したのに対して、長良の方

は同じ期間中に従五位上から正五位下左衛門佐へ昇進したにすぎない。良房の昇進が主として仁明の意思に基づくものならば、条件的には殆ど同一であった兄弟の間にこのような極端な格差が生じることは考えられない。淳和朝は長良の方が上位であったのが、仁明朝になると両者の地位が逆転し格差が拡大していることは、良房の昇進の要因が仁明との関係以外にあったことを示唆するものである。

では、兄弟の条件の相異は何であったであろうか。一つは能力、二つは嵯峨との婚姻関係である。能力の差が二人の格差の原因であったことは否めない。しかし、長良は最終的には従二位権中納言まで昇つたのだから、必ずしも能力に問題があったわけではない。仁明朝の初期に、一方は八階昇進し、他方は二階しか昇進しなかった原因のすべてを、両者の能力に帰することはできない。それは、あくまで一因であったとすべきである。とすれば、二人の格差の原因ひいては良房の急昇進のそれは、嵯峨との婚姻関係に帰着するであろう。

そこで、再度嵯峨の意思をみよう。仁明朝初期の承和五年までに参議に任ぜられた人物は次の六名である。かれらの経歴をみると、朝野鹿取（嵯峨皇太子の時の侍講）・橘氏公（嵯峨の妻の兄弟）・源定（嵯峨源氏）・藤原良房（嵯峨娘ムコ、仁明近臣）・紀百継（薬子の乱の時右少将のち右中将、淳和朝に昇進停滞、承和二年任参議）・安倍安仁（嵯峨腹心⁴⁰）。全員が嵯峨に個人的に關係が深い人物が集中している。玉井氏は早く「仁明朝に於いては嵯峨天皇と關係をもつ人が重要される傾向があった⁽⁴¹⁾」と指摘されたところである。この問題をより具体的に言及されたのは福井氏で、氏は「仁明天皇の即位から承和の変にいたるまでに藩邸の旧臣で参議に登用されたのは藤原良房だけであり、その他は嵯峨上皇の關係やいわゆる良吏などが参議に登用されたのであった⁽⁴²⁾」という。福井氏は仁明即位直後の議政官人事は嵯峨關係者中心であったとするが、良房だけはその關係とは認めず、仁明の近臣であったことを原因としているのである。もちろん、氏の見解は、良房の急昇進の原因を良房婚よりも仁明近臣であったことをより重視する立場からきているのである。しかし、先にみたように家柄その他良房と同等の条件を持ち、仁明の近臣中の近臣であった長良がさして昇進していないのであるから、福井氏の見解をそのまま受け入れることはできない。第一、六人中五人までが嵯峨關係者であるのに、良房のみを仁明關係者と認定し

ようとする論旨の展開には無理がある。⁽⁴³⁾

これはそのまま、良房の昇進を嵯峨の娘ムコの故と解すれば、六人全員が嵯峨関係者と捉えられる。この仁明即位初期の特殊な人事は、父嵯峨が人事に介入した意志の表れとみることができる。そうでなければ、新しく天皇になった仁明が、わざわざ、父の関係者ばかりを議政官にしたとは考えられないからである。玉井・福井両氏は、仁明即位初期の議政官人事の特色を指摘されながら、玉井氏はその原因については何も言及されていない。福井氏は、天皇の代替りに伴う皇太子時代の近臣集団の展開という視点からの見解であるために、仁明関係に力点が置かれ、嵯峨の意志についてはやはり検討されていない。

これまでの考察で、良房の昇進の主因は仁明との関係というよりも、嵯峨の娘を妻とすることによって、舅嵯峨から特別な配慮を得たことによるのであろうことを考えてきた。しかしながら、単に舅としての嵯峨の配慮のみが急昇進の原因であったとは思われない。嵯峨にはもう一つ、これが主原因であったと考えられるが、仁明の父としての構想の故であったと思われる。嵯峨は、良房婚の頃退位し、位を弟淳和に譲った。退位後、嵯峨の最大の関心事は、自分の息男仁明が天皇に即位した後のことであつたろう。その時、仁明が政治を運営する上で、困難をきたさないようにするにはどうすればよいか、が模索されたと推察される。

恐らく、嵯峨の構想は次のようなものであつたであらう。腹心冬嗣の男子で、有能であり、娘と結婚させ最も近親な存在であつた良房に仁明の強力な側近としての中心的役割を与える。同時にかつて自分の近臣であつた鹿取・氏公・安仁に補佐役を分担させる。つまり、良房を筆頭として、嵯峨旧近臣を中心とした安定した仁明体制を作り上げることであつたと判断される。以上のような嵯峨の構想が、仁明自身の意思と矛盾するものでなかったからこそ、良房の急昇進を中心とした嵯峨旧近臣の議政官人事が行われたと考えられる。つまり、良房の急昇進を企図した人物は嵯峨であつて、淳和朝では弟の淳和天皇に遠慮して良房の昇進を表面化させなかつた嵯峨が、息男の仁明の時代になるとその思いを一気に達成したと考えられる。嵯峨が、結婚直後の二〇才の良房にどの程度の期待を抱いていたのか分からない。が、少なくとも仁明

即位の時は、三〇才となり一人前に成長した良房に対して強い期待を抱いていたことは確実である。それは、異常な程に良房を昇進させたことによく表れている。嵯峨が良房に期待していないのであれば、良房に対する過大な昇進はあり得ないからである。

つまり、良房を急激に昇進させた嵯峨の目的は、「良房の冬嗣化」であつたと思われる。かつての冬嗣が嵯峨に対して忠実・有能な臣下であつたように、良房が仁明に対して忠実・有能な臣下になることを期待した結果であると考えられるのである。

四 良房婚の意義

良房の昇進過程で特徴的なことは、仁明の即位した天長一〇年三月六日から承和二年四月七日までの間に異常に昇進していることである。この昇進は、良房一人が特別に昇進したのか、それとも他にも同様な人物が存在し、良房と平行して昇進していたのか、それによって意味付けが大きく異なる。そこで、他の官僚達はどのような昇進状況であつたのか、『続日本後紀』によつて、この期間中におこなわれた叙位（従五位下以上）をすべて取り上げて、誰が何度叙位されているかを検証してみた（期間を承和二年四月七日までに限ると良房のみに有利になつてはいけなないので、一応翌三年二月末日までの三年一〇ヶ月間とした）。

結果は、この期間に叙位の回数が一度（二三人）、二度（五人）、三度（〇人）、四度（一人）である。二度の叙位を受けた者は全体の一割程の一五人である。やはり、四年足らずの短い期間中に二度も叙位されることは、官僚社会では誰にでも行われたことではないことが分かる。この一五人の中には源信・藤原常嗣のようにすでに参議になつていた者が二人、滋野貞主・藤原助など後に参議になつた者が五人と、半数近くが議政官にまで昇進した人々によつて占められている。当然のことながら、短期間の叙位任官はエリート程多くなるからである。

同期間中に三度叙位を受けた者は〇人であった。四度の叙位を得た者は良房一人である。以上が仁明即位直後の三年一〇ヶ月間の叙位状況である。二度も叙位された者が全体の二割程度しかない状況のなかで、良房のみが四度も叙位されることが仁明朝内で何を意味しているか明快であろう。

仁明朝での良房の位置をより正確に知るために、同様な方法で文徳の即位後を調査すると、叙位の回数が一度（二一人）、二度（三人）、三度（二人）、四度（〇人）であった。二度が三人と仁明朝よりはるかに少ない。やはり、四年たらずの間に二度の叙位はよほどの事情がなければ行われないのである。文徳朝で三度の叙位を受けた人物は良房の兄長良で、これは長良が天皇の寵臣であったというのではなく、良房の采配というべきである。というのは文徳朝は良房の権力が前代とは比較にならないほど強大になっているからである。いづれにしろ、文徳朝の叙位をみてもいかに良房のそれが特別であったかが理解できるであろう。因に、渡辺正気氏によれば、文徳朝の五位以上の同時生存者は約四〇〇名前後のことである。⁽⁴⁴⁾仮に仁明朝もそれと同様とすれば、良房は五位以上の官僚四〇〇名の中で、只一人飛び抜けた昇進をしていることになるであろう。

良房に対する処遇は全官僚の中で、さしたる競争相手もなく、良房一人が他を圧倒する昇進を重ねていたことが、以上の調査から立証できたかと思う。良房の周辺には彼と競合者となり得る人物は一人も存在せず、良房が別格に優遇されている。つまり、ここに至って初めてライバルを伴わない、単独の優遇者（エリート）が出現したことに大きな意義がある。ここで、ライバルのいないエリート議政官の出現の意味をもう少し説明していこう。藤原氏の第二く七世代で、議政官に到達した人物をみると、第二世代では四人全員が議政官になっている。四人全員が議政官になっている背景には、父不比等の政治的な意図があり、その根底には、嫡子制が充分発達しなかった古代の親族構造が存在していた。⁽⁴⁵⁾第三世代でも四人の各々の子供が議政官になり、合計では一五人という数に達している。仮に、一男の武智麿が嫡子であったとすれば、議政官という重要ポストは武智麿の男子に集中し、他の二く四男はその数が相対的に減少し、世代とともに低下していくはずである。しかし、第二世代では、南家流四人・北家流六人・式家流四人・京家流一人と、京家流は弱小な面があるが、

表9 世代別藤原氏四家の議政官

世代	一	二	三	四	五	六	七	八
南家流		1	3	8	4	1	5	4
北家流		1	6	4	7	8	11	10
式家流		1	4	4	1	1	2	0
京家流		1	1	0	1	0	0	0

南家流は北家流よりも二人少なく、やはり武智麿を嫡子とすることはできない。

八世紀の議政官を分析した倉本氏は、唐制では蔭位制が嫡長子系列しか及ばなかったと推定されるのに対して、日本制では庶子庶孫と広い範囲に及んでいるとし、この特質は「律令制定者が、一氏族の内に一個の嫡流が形成されてその系統のみから議政官が出るという事態を望まず、氏をほぼ同じ格のいくつもの家に分解し、蔭位制を有利に利用し得る氏族にとつては、いずれの家からも高位者（したがって議政官）が出るという事態を望んだことを示している⁴⁶」といわれる。そこで、世代別に藤原氏四家の議政官の数値の変遷をみると（表9）、第二〜五世代までは、一つの家が嫡流となり、議政

官を独占的に排出する形跡は認めることができない。八世紀の藤原氏には嫡流たる家（したがって嫡流意識）が存在していないというべきである。

八世紀の政治上、房前・仲麻呂・良継・百川・繩麻呂・魚名・種継等は政治的権力を保持していた人物として知られる。彼らはそれぞれ北家流↓南家流↓式家流↓南家流↓北家流↓北家流↓式家流である。権力の移動は各流にわたっており、一つの流が独占し、一つの流内で権力移動が行われているのではない。権力奪取競争は四家流（京家流は早くから不振であったので実質的には三家流）内で平等的能力主義的であったと判断される。これは、あたかも兄弟間での昇進競争が平等的能力主義的であったことと原理的に同一基盤上にあると思われる。嫡流意識が厳然と確立していれば、各流に順繰りに政治的主導権が移動するような現象が発生するとは考えがたく、やはり八世紀には藤原氏内に嫡流と認識される流はなかったと考えるべきであろう。

八世紀後半頃からこの様相が変わってくる。水上川継事件で京家流の浜成が、同年不明事件で北家流の魚名が、伊予親王事件で南家流の雄友・乙叡が、そして薬子の変で式家流の仲成・北家流の真夏が没落していった。強力な競争相手が次々に消滅するなかで、北家流の冬嗣は嵯峨に密着し、権力者に成長した。その息男良房は潔姫婚を足掛かりとして権力者に成長し、承和の変において北

家流の愛発・式家流の吉野を失脚させた。良房は従来の藤原氏の権力者とは異なつて、四家流にライバルらしきライバルを持たない単独の権力者へと成長した。

そして、応天門の変の後、貞観八年（八六六）八月一九日良房は清和天皇（一七才）の摂政となつた。そして、その四ヶ月後の一二月八日良房は猷子基経を正四位下参議から一気に従三位中納言とした。この時基経は七人を超えて昇進した。基経は養父良房と同じ異例の「七人超」の昇進を果たしたのである。細かくみれば、良房の時は位が「権中納言」であつたのが、基経は「中納言」であり一ランク上であり、年齢も良房が三二才で、基経は三一才であるから基経の方がより優遇されている。つまり、良房の前例が基経により高いレベルで「七人超」が踏襲されている。

良房は、弟の良相を政権から遠避け、養子基経に政権を与えた。ここで重要なことは、過去の権力者は自分の生存中に自己の築き上げた権力を息男に与えることができなかったことである。権力者になつても、律令の構造上息男を短期間に自己と同程度の身分に昇進させることが可能ではなかつたことと、嫡子制の未発達のために一族の広い範囲にわたつて同等の高官（もしくはその予備的人材）が存在していた故に、八世紀の権力者は本人一代限りで終わり、権力の父子継承ができなかつた。だから、上述の権力者達は父子がそろつて権力者という例は房前―魚名以外誰もいない。房前―魚名にしても、房前が死去した時魚名は一六才であり、房前が魚名を権力者に育てたのではない。魚名は父の死後自己の能力によつて権力者に成長したのであつて、房前から魚名へと権力が移譲されたのではない。つまり、従来の能力主義という、いわば自然的状态で父子がたまたま権力者であつたというにすぎないのである。

ところが、良房は基経に「七人超」を実現することによつて、自分の生存中に藤原氏最高権力者の地位を父から子へと移譲した。基経は養父から直接権力を受けた後、養父以上の権力者へと成長した。藤原氏初の最高権力者の父子継承が実現したのである。

それまで、藤原氏最高権力者の地位は本人からその兄弟もしくは四家流の他の有力者へと移転し、その後次世代へと継承されていた。ところが、良房―基経の父子継承によつて、良房の築き上げた政治権力が、兄弟その他四家流の他の

有力者を中間に入れることなく直接基経へ移転され、権力の父子独占が実現した。良房は嵯峨により高官に育てられ、平安前期第一位の昇進者となり、権力者となった。そして、基経は養父によって直接高官に育てられ、権力者となった。父子は、他の兄弟一族の者とは別格に身分の高い妻（皇親女子）を得たことを利して、血統・官位・姻戚関係どれをとって名実ともに特別の系統として身分的に急上昇した。この結果、良房―基経の系統は藤原氏内で身分的分裂現象を惹起し、自他ともに認める特権階級に成長したのである。すなわち、それまで藤原氏は、各流が平等的地位を保持していたのが、良房―基経による権力の父子継承の実現によって、権力を継承できる流とできない流との間に階級的の上下関係が成立した。つまり、ここに藤原氏の中に「嫡流」と「傍流」が成立したのである。

各家別に議政官数の変遷をみても窺い知れるように、良房が権力の父子継承を実現するために是非とも必要であったことは、北家流以外の議政官の出現を出来る限り抑制し、廟堂を北家流で独占していくことである。承和の変（承和九年）から良房の死去まで、三〇年間に藤原氏で議政官となった者は助から仲縁まで二名である。うち北家流一〇名・南家流一名・式家流一名である。明らかに良房の恣意的操作によって、従来の議政官構成の平等的原理が崩壊し、良房を中心とした北家流に有利な補任へと変えられたと推察される。同期間は世代別藤原四家の議政官数の第六世代（良房の世代）の時代であるが、それによれば北家流八人・南家流一人・式家流一名で両者の数値はほぼ一致している。第七・八世代をみれば、南家はやや復活しているが、政治の中枢権力の見地から言えばもはや北家に対抗する力は失っていることは覆うべきもない。要するに、第六世代以降になると、南家流・式家流は長年保持していた権威・権利が断絶せしめられ、傍系の地位に転落している。

より正確を期すため、次の資料をみていただきたい〔表10〕。これは、玉井氏の作成した資料⁽⁴⁹⁾に筆者の調査を付加したもので、光仁朝と仁明朝における四家流の議政官の数の変化をみたものである。これによれば、光仁朝は四家の議政官の数はある家に偏在することなく平等的傾向が保たれていることが分かる。一方、仁明朝になると、承和一〇年頃を境にして平等性が崩壊し、議政官は北家の独占する体制が顕著になっている。承和一〇年の前年には承和の変があり、良房の権

表 10 光仁朝における藤原氏公卿（参議以上）の家別構成（玉井氏作成）

	宝亀											天応 1
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
南家	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
北家	3	2	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3
式家	2	3	3	3	4	3	3	2	2	1	1	1
京家	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

（各年 12 月の状況によって作成した。但し天応元年のみは 3 月）

仁明朝における議政官の藤原四家流別構成（栗原作成）

	天長		承和												嘉祥			仁寿 1			
	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		1	2	3
南家流	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北家流	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	1	2	3	3	3	3	4	4	4
式家流	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
京家流	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（各年の正月を基準とした）

力が一層強大化した年であり、この年以降四家流内の平等性が崩壊した形跡を読み取れる。また、承和一〇年には七〇才の式家の最期の廟堂の首座藤原緒嗣が死去したことも、同流の没落を象徴しているといえよう。

貞観八年（八六六）の基経の「七人超」は承和の変から二四年後であって、藤原北家の独占体制が確立後に行われており、「嫡流」と「傍流」分裂は動かしがたい趨勢であった。良房・基経の時代に嫡流が形成された後に出現した権力者は、良房以前のそれとは明確に性格を異にしている。時平↓忠平↓師輔↓道隆↓道長等はそれぞれの時代の権力の中枢に位置しているが、彼らは全員基経の子孫であり、権力は同一流内で移動している。嫡流が形成されると最高権力が流外に出ることはなく安定的に基経流の誰かに伝えられ、良房以前のように各家流に次々と権力者が出現することは絶えてみられなくなったのである。

おわりに

最後に、本稿を要約しておきたい。

良房は、嵯峨朝には人臣初の天皇のムコとなり、仁明朝には人臣として最速の昇進を与えられ、文徳朝には人臣初の太政大

臣となり、清和朝には人臣初の摂政となった。良房は四代の天皇によって最高の待遇を与えられ、平安時代前期最高のエリート官僚へ押し上げられた。良房の上昇のきっかけとなったものは、いうまでもなく天皇のムコとなったことであつたと考えられる。

良房婚は古代の皇親女子の結婚史上において特例中の特例で、五世紀以来天皇一族に続いてきた禁制の伝統を破つて実現した歴史上稀にみる結婚であつたのである。また、冬嗣流男子の婚姻史上においても兄弟間格差もなく、一貫して五〜四位クラスの女性を妻としていた伝統的觀念を大きく変える役割を果たした。

良房は天皇の婿となつたことをきっかけにして承和二年に「七人超」という平安前期の議政官の中で最年少最速の昇進を与えられ、競合者のいない最高権力者に成長した。良房を優遇した人物は舅の立場にあつた嵯峨であつたと考えられ、嵯峨は我が子の仁明体制を支えるための中心人物を良房に担当させることを構想したと考えられる。

良房は過大な昇進を与えられることによつて平安前期の最高権力者になつたが、彼一人になされた特別待遇は藤原氏全体の政治権力構造に大きな影響を及ぼした。不比等の子供の第二世代〜第五世代（冬嗣の世代）までは、嫡流が成立しておらず、一つの家が議政官を独占的に排出することはなく平等的であつた。ところが良房が権力を握つた第六世代では北家が議政官を独占しそれ以降、南家や式家などは傍流に転落している。

また、藤原氏最高権力者の地位は、従来は、当事者から兄弟もしくは四家流の他の有力者へと移転し、その後次世代へと継承されていた。ところが、「七人超」の破格の昇進を得た良房は、後に養子の基経に同じように「七人超」を実現することによつて、自分の生存中に藤原氏最高権力者の地位を父から子へと移譲した。ここに藤原氏初の最高権力者の父子継承が実現した。

父子は、他の兄弟一族の者とは別格に身分の高い妻（皇親女子）を得たことを利して、血統・官位・姻戚関係どれをとつても名実ともに特別の系統として身分的に急上昇した。この結果、良房―基経の系統は藤原氏内で身分的分裂現象を惹起し、自他ともに認める特権階級に成長したのである。すなわち、それまで藤原氏は、各流が平等的な政治的地位を保持

していたのが、良房―基経による権力の父子継承の実現によって、権力を継承できる流とできない流との間に階級的上下関係が成立した。つまり、ここに藤原氏の中に「嫡流」と「傍流」が成立した。

良房・基経の時代に嫡流が形成されると、後に出現した権力者は、彼らは全員基経の子孫であり、最高権力は同一流内で独占され、流外に出ることはなく安定的に基経流の誰かに伝えられ、良房以前のように他家の流に次々と権力者が出現することは消滅した。

以上のように、良房に対して天皇の娘が与えられ、それに伴って破格の昇進が与えられると藤原氏内部で身分分裂が生じ、別格の特権階級が生まれ、四家流にあつた平等性が崩れた。つまり、良房婚は藤原氏内に嫡流と傍流を生み出す契機となつたのである。ここに、良房婚の意義があつたと考えられる。

注

(1) 栗原弘「皇親女子と臣下の婚姻史―藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために―」(『名古屋文理大学紀要』第二号、二〇〇二年)。

(2) この外に藤原五百重娘(麻呂母)が妻として考えられるが、五百重娘は不比等の異母妹であつたと伝えられる女性であり、二人の関係が「密通」であつたという言い伝えもあり、本稿では考察の対象から除いた。なお、「表1」冬嗣流の妻方の身分表は「尊卑分脈」を参考とし、そのほか国史などをもって一部補訂した。

(3) 安倍息道の位階は「尊卑分脈」第一編、三二頁、『続日本紀』宝龜五年三月癸卯条に従四位下とある。筆者が、「藤原内藤原族について」(『日本歴史』第五一一号、一九九〇年)三〇頁で「従五下」としたのは誤りで、ここで訂正したい。佐伯久良麿の位階は『続日本紀』延暦五年九月乙卯条に従四位上とある。

(4) 以下の内麿についての記述は、栗原、注(3)前掲論文参照。

(5) 『続日本紀』天平宝字八年一二月乙亥条。

(6) 『続日本紀』天平宝字八年九月乙巳条。

- (7) 『続日本紀』延暦四年六月癸酉条。
- (8) 以下の冬嗣およびその妻たち・子供達についての記述は、栗原弘「藤原冬嗣家族について」(『阪南論集 人文・自然科学編』第二七号、第四号、一九九二年) 参照。
- (9) 真夏は大同四年九月一五日備中権守に左降され(『日本後紀』)、後に弘仁一三年に従三位とされたが、政治的には無力であった。
- (10) 栗原、注(3)前掲論文、二七～二八頁。
- (11) 栗原弘「高群逸枝の婚姻女性史像の研究」(高科書店、一九九四年)二二三頁。
- (12) 栗原、注(8)前掲論文、二一～二八頁。
- (13) 坂本太郎「藤原良房と基経」(『古典と歴史』吉川弘文館、一九七二年)二六四頁。
- (14) 米田雄介「藤原良房の猶子基経」(亀田隆之先生還暦記念会「律令制社会の成立と展開」吉川弘文館、一九八九年)三四一、三四九各頁。
- (15) 栗原、注(3)前掲論文、三六頁。
- (16) 潔姫の結婚は嵯峨が一方的に独断で決定し良房に与えたとは考えがたい。冬嗣に何らかの相談があったものと推察され、決定は二人の合議の結果と思われる。この時、何故一男の長良ではなく、二男の良房が選ばれたのであろうか(もう一人の候補者良相は良房より九才年下で若年すぎる)。嵯峨の側からすれば、兄弟のどちらでもよかつたはずである。最終的に良房が選ばれたのは、才能の差であろう。良房は、後の政治的手腕からすると「風操超倫」と評されても不思議ではない風貌を持っていた可能性がある。これに対して、長良は良房婚の前年、弘仁一三年に「依不仕止昇殿」(「公卿補任」承和一年条)とあって、性格面で官僚としてふさわしくない所があつたようである。恐らく、長良のこのような性格の故に、潔姫の相手は良房の方に決定されたと思われる。
- (17) 『日本紀略』弘仁一四年四月甲午、庚子両条。
- (18) 『三代実録』貞観一三年九月辛丑条順子卒伝に「仁明天皇儲貳之日。聘以入宮」とあり、天長四年に文徳を出産している。それ故順子の入内は天長一～三年の間であつたことになる。

(19) 任藏人の年については異説がある。『公卿補任』天長一一年条は天長二年正月とし、三年説もあることを併記している。同書は天長二年良房二三才としている。また、同書は良房を延暦二二年生まれとしているが、正しくは延暦二三年の誤りであろう。一方、『尊卑分脈』は天長三年(二三才)説である。『日本古代氏族人名辞典』『国史大辞典』は天長三年を採用している。市川久氏は天長二年説である(『藏人補任』続群書類従完成会、一九八九年)。本稿は天長三年(二三才)説を採用する(栗原弘「藤原良房・基経の養子関係の成立時期について」『古代文化』〈第四三巻、第一二号、一九九一年〉二頁では二二才としたがここに訂正する)。

(20) 良相の年令については、栗原、注(11)前掲書、二二〇～二二二頁参照。

(21) 任中判事の年は任藏人の年に連動した問題で、天長二年・同三年の二説ある。本稿は天長二年としておく。

(22) 『類聚国史』巻九九、職官四、叙位四、天長五年一月甲子条。なお、〔表2〕〔表3〕〔表4〕〔表5〕〔表6〕〔表7〕の年令は『公卿補任』『尊卑分脈』『大鏡』『類聚国史』『藏人補任』及び国史などを参考として作成した。

(23) 『類聚国史』巻六六、人部、薨卒四位、天長九年三月癸丑条、『文徳実録』天安元年十一月戊戌条。

(24) 栗原、注(19)前掲論文、三頁。

(25) 良房が藏人頭に任ぜられたのは、『公卿補任』『尊卑分脈』『大鏡裏書』ともに天長一〇年二月としているが、何日であったかはつきりしない。左近衛権少将へ任官されたのが二月三〇日であり、藏人頭への任官はその後であったと考えられるから、『職事補任』(『群書類従』所収)の「三月」説が正しい可能性がある。

(26) 良房より以前に、叙従三位に関しては源定一八才・源常二〇才・源信二四才、また任中納言に関しては源常二一才がある。しかし、これらの嵯峨源氏に対する昇進原理は明らかに臣下とは異なっており、本稿では別格に扱った。しかし、良房における異常な昇進は嵯峨源氏の事例が前例として意識されたであろう。

(27) 『公卿補任』承和二年条。なお、〔表8〕超上席者表は『公卿補任』を根拠として作成した。

(28) 『続日本紀』天平宝字八年九月乙卯条。

(29) これ以外に、源常の八人超・源定の六人超の嵯峨源氏の事例がみられる。特に、常は二二才で任中納言という異常な昇進に伴ったものである。注(26)参照。

- (30) 『公卿補任』天長一一年条、『尊卑分脉』（吉川弘文館、一九七四年）第一卷、四二頁、『大鏡裏書』。
- (31) 玉井力「承和の変について」（『歴史学研究』第二八六号、一九六四年）二四頁、倉本一宏「議政官組織の構成原理」（『史学雑誌』第九六編、第一一号、一九八七年）五四～五七頁。
- (32) 林陸朗「上代政治社会の研究」（吉川弘文館、一九七八年）二三六頁、福井俊彦「承和の変についての一考察」（『日本歴史』第二六〇号、一九七〇年）一四頁、目崎徳衛「王朝のみやび」（吉川弘文館、一九七八年）一〇〇頁。
- (33) 『日本古典文学大辞典』（岩波書店、一九八三年）「うつほ物語」項。
- (34) 「うつほ物語」①（おうふう、一九九五年）三八五頁。なお、同物語の婚姻については、江守五夫「物語に見る婚姻と女性」②（日本エディタースクール出版部、一九九〇年）参照。
- (35) 注(34)前掲書①、四四八～四五〇頁。江守、注(34)前掲書②、二四～二五頁。
- (36) 注(34)前掲書①、四七七頁。
- (37) 注(34)前掲書①、六七三頁。江守、注(34)前掲書②、四〇頁。
- (38) 注(33)前掲書①、六七四頁。江守、注(34)前掲書②、四一頁。
- (39) 『文徳実録』斉衡三年七月癸卯条。
- (40) 同右書、同条、『公卿補任』承和一一年条、『大鏡裏書』。
- (41) 福井、注(32)前掲論文、一三～一四頁。
- (42) 玉井、注(32)前掲論文、二四頁。
- (43) 福井、注(32)前掲論文、一四頁。
- (44) 福井氏は、良房の右大臣となった時の上表文に「早參藩邸。聖主加其簪履之恩」（『統日本後紀』承和一五年正月癸未条）とあることを根拠にして、良房の昇進の原因を嵯峨より仁明の方に力点を置く説を主張している。しかし、承和一五年時点ではすでに嵯峨は死去しており、また上表文は現天皇に提出するものであるもので、内容はどうしても現天皇に恩顧を蒙ったことを力説する内容にならざるを得ない。しかも、良房の急昇進はすべて仁明朝に行われたのであるから、実質的には嵯峨の力によるものであっても、表面的には仁明によって昇進させられたことになる。したがって、この場合の上

表文には公式的な表現に隠された真実が表出していないとすべきである。それ故、「早参藩邸」とはいつても、この文章は良房の昇進が嵯峨より仁明関係の故とする根拠にはなり得ないであろう。

(45) 渡辺正気「文徳朝の寵臣」(森貞次郎博士古希記念 古文化論集) 同論文集刊行会刊、一九八二年) 一一九二頁。

(46) 吉田孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一九八三年) 一六七～一七八頁。

(47) 倉本、注(31)前掲論文、五九頁。

(48) 律令における昇進は、選叙令・授位条の規定では、二一才以降出身し高い蔭階資格者であっても、六位から出発し五〜四位を経て三〜二位となる。この昇進過程には長い年月を必要とし、戦乱の功臣以外は極端な超階はみられない。そのため、権力者といえども、我が子を短期間に自分と同地位にすることは可能ではなかった。

(49) 栗原、注(19)前掲論文参照。

(50) 玉井力「弘仁期における女官の動向について」(名古屋大学文学部研究論集史学一七)、一九七〇年) 二九頁。また、栗原、注(8)前掲論文、二一〜二八頁参照。

(平安時代家族史)